

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 24 年 3 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等27市町の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった京都府宇治市、愛媛県大洲市、岐阜県美濃市、佐賀県佐賀市の歴史的風致維持向上計画について3月5日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は31市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに5日以降に公開されます。

・国土交通省 HP：<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html>

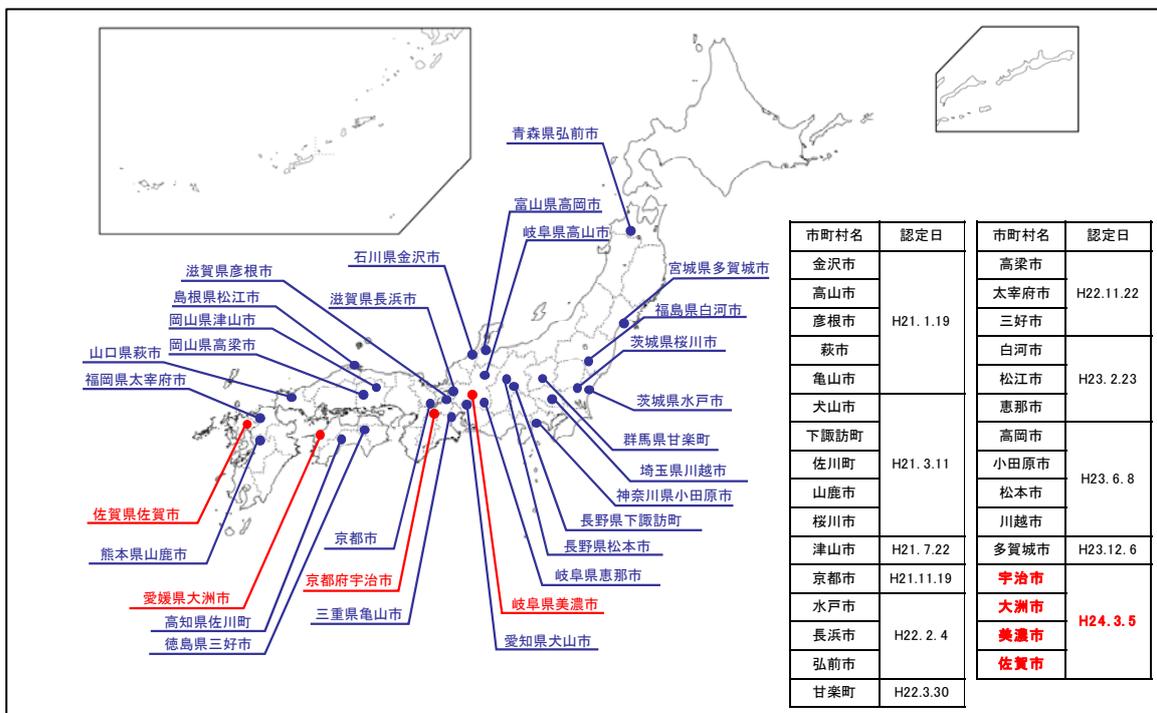


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況